



関自貨第1075号の2  
 関自監貨第 164号の2  
 関自保第 291号の2  
 平成18年 8月29日

東京路線トラック協議会会長 殿

関東運輸局自動車交通部長 

関東運輸局自動車業務監査指導部長 

関東運輸局自動車技術安全部長 

貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

標記について、自動車交通局総務課安全対策室長及び自動車交通局貨物課長並びに自動車交通局技術安全部整備課長から平成18年8月28日付け国自総第250号及び国自貨第69号並びに国自整第69号により別添のとおり通達があったので了知されるとともに関係事業者に対し周知徹底を図りたい。

なお、当局管内における取扱いについては、各運輸支局において本日付で公示したので、念のため申し添える。

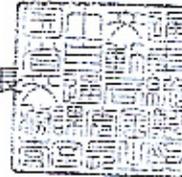
また、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」(平成15年2月24日付け関自貨第1590号・関自監2第481号・関自安第814号)は、平成18年8月29日限りで廃止する。



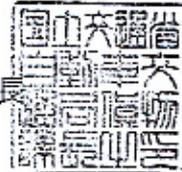
国自総第 250 号  
 国自貨第 69 号  
 国自整第 63 号  
 平成 18 年 8 月 28 日

関東運輸局自動車交通部長 殿

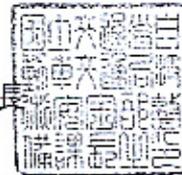
自動車交通局総務課安全監査室長



自動車交通局貨物課長



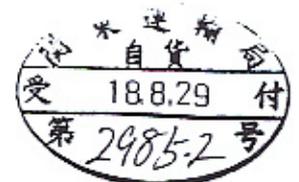
自動車交通局技術安全部整備課長



貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについては、これまで、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自総第465号、国自貨第81号、国自整第185号）により行われてきたところであるが、今般、国土交通省規制緩和の総点検に基づき、事業届出等を行おうとする者の負担軽減や、行政事務の効率化を図る観点から別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本通達は平成18年8月30日より適用し、これに伴い「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自総第465号、国自貨第81号、国自整第185号）は、平成18年8月29日限りで廃止する。



## 貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて

1. 貨物軽自動車運送事業の経営の届出の受理に当たっては、貨物自動車運送事業法施行規則第33条第1項に掲げる届出書の記載事項及び同条第2項に掲げる添付書類の有無について確認し、適切でないと認められるときは、届出を行った者に対し、補正させる等の確かな指導を行うこと。
  - (1) 自動車の数  
各営業所に配置する事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の種別（軽霊きゅう自動車、軽普通自動車（二輪の自動車を除く。）又は二輪の自動車の別）及び事業用自動車の種別ごとの数を記載すること。
  - (2) 自動車車庫
    - ① 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。
    - ② 計画車両のすべてを収容できるものであること。
    - ③ 使用権原を有すること。  
自らが使用権原を有する旨の宣誓書が添付されていること。
    - ④ 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。  
都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書が添付されていること。
  - (3) 休憩睡眠施設  
乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。
  - (4) 運送約款  
国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たってその旨を記載させ、約款の添付は不要とする。
  - (5) 軽自動車の構造等  
届出に係る軽自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。
2. 必要に応じ、過労運転、過積載の防止、点検整備等安全の確保、運行管理の適正化等について指導すること。
3. 運輸支局（運輸監理部を含む。）輸送担当は、三輪以上の軽自動車を使用する貨物軽自動車運送事業の用に供する軽自動車であると認められた場合には、軽自動車検査協会に対し、その旨を連絡するとともに、届出者に対して、軽自動車検査協会に新規検査申請又は自動車検査証記入申請を行うよう指導すること。
4. 運賃及び料金の設定届出書については、貨物軽自動車運送事業経営届出書と同時に提出しても差し支えないものとする。
5. 届出事項の変更については、1. に準じて取り扱うこと。
6. 貨物軽自動車運送事業の経営（変更）届出書、添付書類等については、別途定める様式を受付窓口へ備え、申請者等の求めに応じて配布すること。